

1. 件名：関西電力高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管に関する面談
2. 日時：令和3年1月25日（月） 16時55分～17時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
藤森安全管理調査官、宮本安全審査専門職

関西電力株式会社

東京支社 技術グループ マネジャー 他1名

5. 要旨

- 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、高浜発電所4号機蒸気発生器（以下「SG」という。）伝熱管の損傷（以下「本事象」という。）について、本日（1月25日）付けで、損傷したSG伝熱管4本を施栓する内容の工事計画届出書の提出があり、資料に基づき、本件届出の概要等について説明があった。
- 原子力規制庁から、本件届出に対し、以下の点について伝えた。
 - 本事象については、原子力規制委員会による原因と対策の確認が行われていないため、本事象への対策が施栓工事のみで問題ないか不明であり、現時点で技術基準への適合性を判断することはできないこと。
 - そのため、本日届出自体は受理したが、原子力規制委員会による上記確認が行われるまでは技術基準への適合性の判断は行えず、期間の延長を行う可能性があること。
- 関西電力より、了解した旨の回答があった。

6. 配布資料

- ・高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管補修工事に係る設計及び工事計画届出書の提出について
- ・設計及び工事計画届出書補足説明資料 高浜発電所第4号機蒸気発生器伝熱管補修工事

以上